

島根県手数料条例新旧対照表

改正後			改正前		
島根県手数料条例					
〔平成12年3月17日〕 〔島根県条例第5号〕					
第1条～第7条 〔略〕			第1条 〔略〕		
			(手数料の納付及び額)		
			第2条 別表の中欄に掲げる者は、手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、同表の右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ同欄に定める額とする。		
			第3条～第7条 〔略〕		
附 則 〔略〕			附 則 〔略〕		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額	手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額
1～64 〔略〕	〔略〕	〔略〕	1～64 〔略〕	〔略〕	〔略〕
64の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係 手数料	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（ <u> </u> 以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者 ア 計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号に	45,000円（ <u>確</u> <u>認書又は住宅</u> <u>性能評価書</u> <u>（住宅の品質</u> <u>確保の促進等</u> <u>に関する法律</u>	64の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係 手数料	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（ <u>次号及び第5号</u> において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者 ア 計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号に	45,000円（ <u>適</u> <u>合証（住宅の</u> <u>品質確保の促</u> <u>進等に関する</u> <u>法律（平成11</u> <u>年法律第81</u>

おいて同じ。)の場合

(平成11年法律第81号) 第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書をいう。以下この号及び次号において同じ。)の提出がある場合にあっては、12,000円)

イ 計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号及び次号において同

おいて同じ。)の場合

号) 第5条第1項の登録住宅性能評価機関(次号において「登録住宅性能評価機関」という。)が作成した法第6条第1項第1号から第5号までに掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号において同じ。)の提出がある場合にあっては、6,000円、設計住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下この号及び次号において同じ。)の提出がある場合にあっては、16,000円)

イ 計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号及び次号において同

じ。)の場合

(7) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 104,000円
(確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、22,000円
_____)を
 認定申請数
 (1の共同住宅等(区分所有住宅(法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。以下この号及び次号において同じ。)を除く。)に係る住戸について行われる計画の認定の申請の数をいう。以下この号において同じ。)で除して得た額
 (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下この号において同じ。)

(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 164,000円
(確認書又は住宅性能評価

じ。)の場合

(7) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 104,000円
(適合証_____
_____の提出がある場合にあっては12,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては56,000円)を
 認定申請数
 (1の共同住宅等_____)
 _____に係る
 住戸について行われる計画の認定の申請の数をいう。以下この号において同じ。)で除して得た額
 (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下この号において同じ。)

(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 164,000円
(適合証_____

	書の提出がある場合にあっては、36,000円		の提出がある場合にあっては21,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては89,000円)を認定申請数で除して得た額
(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	325,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、59,000円)を認定申請数で除して得た額	(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	325,000円 (適合証 の提出がある場合にあっては30,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては167,000円)を認定申請数で除して得た額
(エ) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	583,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、95,000円)を認定申請数で除して得た額	(エ) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	583,000円 (適合証 の提出がある場合にあっては56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては286,000円)を認定申請数で除して得た額
(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,002,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出があ	(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,002,000円 (適合証 の提出があ

		る場合にあっては、 145,000円			る場合にあっては、 96,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、 439,000円)
) を認定申請数で除して得た額) を認定申請数で除して得た額
(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,825,000円	(確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、 242,000円	(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,825,000円	(適合証 の提出がある場合にあっては、 155,000円、 設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、 786,000円)
) を認定申請数で除して得た額) を認定申請数で除して得た額
(キ) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	2,608,000円	(確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、 306,000円	(キ) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	2,608,000円	(適合証 の提出がある場合にあっては、 191,000円、 設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、 1,072,000円)
) を認定申請数で除して得た額) を認定申請数で除して得た額
(ク) 床面積の合計が30,000	3,195,000円		(ク) 床面積の合計が30,000	3,195,000円	

平方メートルを超えるもの	(<u>確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合には、</u> 348,000円	平方メートルを超えるもの	(<u>適合証</u> の提出がある場合には、 203,000円、 <u>設計住宅性能評価書の提出がある場合には</u> あつては 1,297,000円)を認定申請数で除して 得た額
ウ 計画の認定を受けようとする住宅が増築し、又は改築しようとする一戸建ての住宅の場合	67,000円 (<u>確認書の提出がある場合には、</u> 18,000円)	ウ 計画の認定を受けようとする住宅が増築し、又は改築しようとする一戸建ての住宅の場合	67,000円 (<u>適合証の提出がある場合には、</u> 9,000円)
エ 計画の認定を受けようとする住宅が増築し、又は改築しようとする共同住宅等の場合		エ 計画の認定を受けようとする住宅が増築し、又は改築しようとする共同住宅等の場合	
(7) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの	157,000円 (<u>確認書の提出がある場合には、</u> 33,000円)を認定申請数で除して得た額	(7) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの	157,000円 (<u>適合証の提出がある場合には、</u> 18,000円)を認定申請数で除して得た額
(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	248,000円 (<u>確認書の提出がある場合には、</u> 53,000円)を認定申請数で除して得た額	(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	248,000円 (<u>適合証の提出がある場合には、</u> 32,000円)を認定申請数で除して得た額
(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	489,000円 (<u>確認書の提出がある場合には、</u> 89,000円)を	(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	489,000円 (<u>適合証の提出がある場合には、</u> 45,000円)を

	認定申請数で 除して得た額		認定申請数で 除して得た額
(エ) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	875,000円 (<u>確認書の提出がある場合にあっては、142,000円</u>)を 認定申請数で 除して得た額	(エ) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	875,000円 (<u>適合証の提出がある場合にあっては、84,000円</u>)を 認定申請数で 除して得た額
(カ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,505,000円 (<u>確認書の提出がある場合にあっては、217,000円</u>) を認定申請数 で除して得た 額	(カ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,505,000円 (<u>適合証の提出がある場合にあっては、144,000円</u>) を認定申請数 で除して得た 額
(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,739,000円 (<u>確認書の提出がある場合にあっては、363,000円</u>) を認定申請数 で除して得た 額	(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,739,000円 (<u>適合証の提出がある場合にあっては、234,000円</u>) を認定申請数 で除して得た 額
(キ) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,913,000円 (<u>確認書の提出がある場合にあっては、459,000円</u>) を認定申請数 で除して得た 額	(キ) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,913,000円 (<u>適合証の提出がある場合にあっては、287,000円</u>) を認定申請数 で除して得た 額
(ク) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	4,793,000円 (<u>確認書の提出がある場合にあっては、521,000円</u>) を認定申請数 で除して得た 額	(ク) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	4,793,000円 (<u>適合証の提出がある場合にあっては、306,000円</u>) を認定申請数 で除して得た 額
(2) 法第8条第1項の規定に基		(2) 法第8条第1項の規定に基	

づく計画の変更の認定（以下この項において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者（第4号に掲げる者を除く。）

ア 計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のアの計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合
23,000円（変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、6,000円）

イ 計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のイの計画の認定を受けた共同住宅等の場合

(7) 計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該計画の変更に係る部分（床面積の増加に
104,000円（変更後の計画に係る確認書又は住宅性

づく計画の変更の認定（以下この項において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者（第4号に掲げる者を除く。）

ア 計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のアの計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合
23,000円（変更後の計画に係る適合証（変更の認定を受けようとする計画について登録住宅性能評価機関が作成した法第8条第2項において準用する法第6条第1項第1号から第5号までに掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号において同じ。）の提出がある場合にあつては3,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあつては8,000円）

イ 計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のイの計画の認定を受けた共同住宅等の場合

(7) 計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該計画の変更に係る部分（床面積の増加に
104,000円（変更後の計画に係る適合証

係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「変更に係る床面積の合計」という。)が500平方メートル以内のもの

- (イ) 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

能評価書の提出がある場合にあっては、22,000円

)を変更認定申請数(1の共同住宅等(区分所有住宅を除く。))に係る住戸について行われる計画の変更の認定の申請の数をいう。以下この号において同じ。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下この号において同じ。)
164,000円
(変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、36,000円

)を変更認

係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「変更に係る床面積の合計」という。)が500平方メートル以内のもの

- (イ) 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

_____の提出がある場合にあっては、12,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては56,000円)を変更認定申請数(1の共同住宅等

に係る住戸について行われる計画の変更の認定の申請の数をいう。以下この号において同じ。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下この号において同じ。)
164,000円
(変更後の計画に係る適合証

)を変更認

		定申請数で除して得た額			定申請数で除して得た額
(ウ) 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	325,000円	(変更後の計画に係る <u>確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、</u> 59,000円		(ウ) 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	325,000円
					(変更後の計画に係る <u>適合証</u> _____の提出がある場合にあっては、 30,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては 167,000円)
		を 変更認定申請数で除して得た額			を 変更認定申請数で除して得た額
(エ) 変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	583,000円	(変更後の計画に係る <u>確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、</u> 95,000円		(エ) 変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	583,000円
					(変更後の計画に係る <u>適合証</u> _____の提出がある場合にあっては、 56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては 286,000円)
		を 変更認定申請数で除して得た額			を 変更認定申請数で除して得た額
(オ) 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,002,000円	(変更後の計画に係る <u>確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、</u> 145,000円		(オ) 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,002,000円
					(変更後の計画に係る <u>適合証</u> _____の提出がある場合にあっては、 96,000円、設

			計住宅性能評 価書の提出が ある場合に あ つ て は 439,000円)
		を 変更認定申 請数で除して 得た額	を 変更認定申 請数で除して 得た額
(カ) 変更に係る床面積の合 計が10,000平方メートル を超え20,000平方メート ル以内のもの	1,825,000円 (変更後の計 画に係る確認 書又は住宅性 能評価書の提 出がある場合 にあつては、 242,000円		(カ) 変更に係る床面積の合 計が10,000平方メートル を超え20,000平方メート ル以内のもの
		を 変更認定申 請数で除して 得た額	を 変更認定申 請数で除して 得た額
(キ) 変更に係る床面積の合 計が20,000平方メートル を超え30,000平方メート ル以内のもの	2,608,000円 (変更後の計 画に係る確認 書又は住宅性 能評価書の提 出がある場合 にあつては、 306,000円		(キ) 変更に係る床面積の合 計が20,000平方メートル を超え30,000平方メート ル以内のもの
		を 変更認定申 請数で除して 得た額	を 変更認定申 請数で除して 得た額
(ク) 変更に係る床面積の合 計が30,000平方メートル	3,195,000円 (変更後の計		(ク) 変更に係る床面積の合 計が30,000平方メートル
) を変更認 定申請数で除 して得た額	
			設計住宅性能 評価書の提出 がある場合に あ つ て は 786,000円)
			設計住宅性能 評価書の提出 がある場合に あ つ て は 191,000円、
			設計住宅性能 評価書の提出 がある場合に あ つ て は 1,072,000 円) を変更認 定申請数で除 して得た額

を超えるもの	画に係る <u>確認書又は住宅性能評価書</u> の提出がある場合にあっては、 <u>348,000円</u>	を超えるもの	画に係る <u>適合証</u> の提出がある場合にあっては、 <u>203,000円</u> 、 <u>設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては</u>
	<u>348,000円</u>		<u>1,297,000円</u>
	___) を変更認定申請数で除して得た額		___) を変更認定申請数で除して得た額
ウ 計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のウの計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合	34,000円 (変更後の計画に係る <u>確認書</u> の提出がある場合にあっては、 <u>9,000円</u>)	ウ 計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のウの計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合	34,000円 (変更後の計画に係る <u>適合証</u> の提出がある場合にあっては、 <u>5,000円</u>)
エ 計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のエの計画の認定を受けた共同住宅等の場合		エ 計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のエの計画の認定を受けた共同住宅等の場合	
(7) 変更に係る床面積の合計が500平方メートル以内のもの	157,000円 (変更後の計画に係る <u>確認書</u> の提出がある場合にあっては、 <u>33,000円</u>) を変更認定申請数で除して得た額	(7) 変更に係る床面積の合計が500平方メートル以内のもの	157,000円 (変更後の計画に係る <u>適合証</u> の提出がある場合にあっては、 <u>18,000円</u>) を変更認定申請数で除して得た額
(4) 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	248,000円 (変更後の計画に係る <u>確認書</u> の提出がある場合にあっては、 <u>53,000円</u>) を変更認定申請数で除	(4) 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	248,000円 (変更後の計画に係る <u>適合証</u> の提出がある場合にあっては、 <u>32,000円</u>) を変更認定申請数で除

	して得た額		して得た額
(ウ) 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	489,000円 (変更後の計画に係る <u>確認書</u> の提出がある場合にあっては、 <u>89,000円</u>) を変更認定申請数で除して得た額	(ウ) 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	489,000円 (変更後の計画に係る <u>適合証</u> の提出がある場合にあっては、 <u>45,000円</u>) を変更認定申請数で除して得た額
(エ) 変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	875,000円 (変更後の計画に係る <u>確認書</u> の提出がある場合にあっては、 <u>142,000円</u>) を変更認定申請数で除して得た額	(エ) 変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	875,000円 (変更後の計画に係る <u>適合証</u> の提出がある場合にあっては、 <u>84,000円</u>) を変更認定申請数で除して得た額
(オ) 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,505,000円 (変更後の計画に係る <u>確認書</u> の提出がある場合にあっては、 <u>217,000円</u>) を変更認定申請数で除して得た額	(オ) 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,505,000円 (変更後の計画に係る <u>適合証</u> の提出がある場合にあっては、 <u>144,000円</u>) を変更認定申請数で除して得た額
(カ) 変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,739,000円 (変更後の計画に係る <u>確認書</u> の提出がある場合にあっては、 <u>363,000円</u>) を変更認定申請数で除して得た額	(カ) 変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,739,000円 (変更後の計画に係る <u>適合証</u> の提出がある場合にあっては、 <u>234,000円</u>) を変更認定申請数で除して得た額
(キ) 変更に係る床面積の合計が20,000平方メートル	3,913,000円 (変更後の計	(キ) 変更に係る床面積の合計が20,000平方メートル	3,913,000円 (変更後の計

	<p>を を超え30,000平方メートル以内のもの</p> <p>(7) 変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 計画の変更の認定（法第9条第1項及び第3項の規定によるものに限る。）を受けようとする者</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>法第18条第1項の規定に基づく容積率の特例の許可を受けようとする者</u></p>	<p>画に係る<u>確認書</u>の提出がある場合においては、<u>459,000円</u>）を 変更認定申請数で除して 得た額</p> <p>4,793,000円 （変更後の計画に係る<u>確認書</u>の提出がある場合においては、<u>521,000円</u>）を 変更認定申請数で除して 得た額</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>161,000円</p> <p>[略]</p>		<p>を を超え30,000平方メートル以内のもの</p> <p>(7) 変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 計画の変更の認定（法第9条第1項_____の規定によるものに限る。）を受けようとする者</p> <p>(5) [略]</p> <p>[新設]</p>	<p>画に係る<u>適合証</u>の提出がある場合においては、<u>287,000円</u>）を 変更認定申請数で除して 得た額</p> <p>4,793,000円 （変更後の計画に係る<u>適合証</u>の提出がある場合においては、<u>306,000円</u>）を 変更認定申請数で除して 得た額</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[新設]</p>		
64の3 ～67	[略]	[略]		64の3 ～67	[略]	[略]	